

### 第3 租税特別措置法関係通達(法人税編)関係

昭和50年2月14日付直法2-2「租税特別措置法関係通達(法人税編)の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

#### 一 目 次

改 正 後	改 正 前
第1章 特別税額控除及び減価償却の特例	第1章 特別税額控除及び減価償却の特例
第42条の4 (試験研究を行った場合の法人税額の特別控除) 関係	第42条の4 (試験研究を行った場合の法人税額の特別控除) 関係
第1款 試験研究費の額	第1款 試験研究費の額
第2款 中小企業者	第2款 中小企業者
第3款 その他	第3款 その他
第42条の5～第48条 (共通事項) 関係	第42条の5～第48条 (共通事項) 関係
第42条の5 (エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係	第42条の5 (エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係
第42条の6 (中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係	第42条の6 (中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係
第42条の7 ( <u>事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除</u> ) 関係	第42条の7 ( <u>事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除</u> ) 関係
第42条の9 (沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除) 関係	第42条の9 (沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除) 関係
第42条の10 (沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係	第42条の10 (沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係
第42条の11 (情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係	第42条の11 (情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係
第43条 (特定設備等の特別償却) 関係	<u>第42条の12 (教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係</u> 第43条 (特定設備等の特別償却) 関係
第1款 共通事項	第1款 共通事項

改 正 後	改 正 前
<p>第 2 款 公害防止設備</p> <p>第 3 款 海洋運輸業等</p> <p>第 43 条の 2 ((関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却) 関係</p> <p>第 43 条の 3 ((保全事業等資産の特別償却) 関係</p> <p>第 44 条 ((地震防災対策用資産の特別償却) 関係</p> <p>第 44 条の 2 ((集積区域における集積産業用資産の特別償却) 関係</p> <p>第 44 条の 3 ((事業革新設備の特別償却) 関係</p> <p>第 44 条の 4 ((特定電気通信設備等の特別償却) 関係</p> <p>第 44 条の 6 ((<u>資源再生化設備等の特別償却</u>) 関係</p> <p>第 45 条 ((特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係</p> <p>第 45 条の 2 ((医療用機器等の特別償却) 関係</p> <p>第 46 条 ((経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却) 関係</p> <p>第 1 款 収入金額基準及び資産価額基準</p> <p>第 2 款 対象となる資産の範囲等</p> <p>第 46 条の 2 ((障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等) 関係</p> <p>第 46 条の 3 ((<u>支援事業所取引金額が増加した場合の 3 年以内取得資産の割増償却</u>) 関係</p> <p>第 46 条の 4 ((事業所内託児施設等の割増償却) 関係</p> <p>第 47 条 ((優良賃貸住宅の割増償却) 関係</p> <p>第 47 条の 2 ((特定再開発建築物等の割増償却) 関係</p> <p>第 48 条 ((倉庫用建物等の割増償却) 関係</p> <p>第 52 条 ((植林費の損金算入の特例) 関係</p> <p>第 52 条の 3 ((準備金方式による特別償却) 関係</p>	<p>第 2 款 公害防止設備</p> <p>第 3 款 海洋運輸業等</p> <p>第 43 条の 2 ((関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却) 関係</p> <p>第 43 条の 3 ((保全事業等資産の特別償却) 関係</p> <p>第 44 条 ((地震防災対策用資産の特別償却) 関係</p> <p>第 44 条の 2 ((集積区域における集積産業用資産の特別償却) 関係</p> <p>第 44 条の 3 ((事業革新設備の特別償却) 関係</p> <p>第 44 条の 4 ((特定電気通信設備等の特別償却) 関係</p> <p>第 44 条の 6 ((<u>再商品化設備等の特別償却</u>) 関係</p> <p>第 45 条 ((特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係</p> <p>第 45 条の 2 ((医療用機器等の特別償却) 関係</p> <p>第 46 条 ((経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却) 関係</p> <p>第 1 款 収入金額基準及び資産価額基準</p> <p>第 2 款 対象となる資産の範囲等</p> <p>第 46 条の 2 ((障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等) 関係</p> <p>第 46 条の 3 ((事業所内託児施設等の割増償却) 関係</p> <p>第 47 条 ((優良賃貸住宅の割増償却) 関係</p> <p>第 47 条の 2 ((特定再開発建築物等の割増償却) 関係</p> <p>第 48 条 ((倉庫用建物等の割増償却) 関係</p> <p>第 52 条 ((植林費の損金算入の特例) 関係</p> <p>第 52 条の 3 ((準備金方式による特別償却) 関係</p>

## 第2章 準備金等

第55条～第57条の9（共通事項）関係

第55条（海外投資等損失準備金）関係

第55条の5（金属鉱業等鉱害防止準備金）関係

第55条の6（特定災害防止準備金）関係

第56条（新幹線鉄道大規模改修準備金）関係

第57条（電子計算機買戻損失準備金）関係

第57条の3（使用済燃料再処理準備金）関係

第57条の4（原子力発電施設解体準備金）関係

第57条の5（保険会社等の異常危険準備金）関係

第57条の6（原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金）関係

第57条の7（関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金）関係

第57条の8（特別修繕準備金）関係

第57条の9（社会・地域貢献準備金）関係

第57条の10（中小企業等の貸倒引当金の特例）関係

## 第3章 削除

### 第4章 鉱業所得の課税の特例

第58条（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）関係

### 第5章 沖縄の認定法人の課税の特例

第60条（沖縄の認定法人の所得の特別控除）関係

### 第6章 協同組合の課税の特例

第61条（漁業協同組合等の留保所得の特別控除）関係

## 第2章 準備金等

第55条～第57条の9（共通事項）関係

第55条（海外投資等損失準備金）関係

第55条の5（金属鉱業等鉱害防止準備金）関係

第55条の6（特定災害防止準備金）関係

第56条（新幹線鉄道大規模改修準備金）関係

第57条（電子計算機買戻損失準備金）関係

第57条の3（使用済燃料再処理準備金）関係

第57条の4（原子力発電施設解体準備金）関係

第57条の5（保険会社等の異常危険準備金）関係

第57条の6（原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金）関係

第57条の7（関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金）関係

第57条の8（特別修繕準備金）関係

第57条の9（社会・地域貢献準備金）関係

第57条の10（中小企業等の貸倒引当金の特例）関係

## 第3章 削除

### 第4章 鉱業所得の課税の特例

第58条（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）関係

### 第5章 沖縄の認定法人の課税の特例

第60条（沖縄の認定法人の所得の特別控除）関係

### 第6章 協同組合の課税の特例

第61条（漁業協同組合等の留保所得の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p>第 7 章 認定農業生産法人等の課税の特例</p> <p>第 61 条の 2 ((農業経営基盤強化準備金) 関係)</p> <p>第 61 条の 3 ((農用地等を取得した場合の課税の特例) 関係)</p> <p>第 8 章 交際費等の課税の特例</p> <p>第 61 条の 4 ((交際費等の損金不算入) 関係)</p> <p>第 1 款 交際費等の範囲</p> <p>第 2 款 損金不算入額の計算</p> <p>第 9 章 土地の譲渡等がある場合の特別税率</p> <p>第 62 条の 3 ((土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係)</p> <p>第 1 款 課税対象の範囲等</p> <p>第 2 款 収益の額</p> <p>第 3 款 原価の額</p> <p>第 4 款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第 5 款 適用除外関係</p> <p>第 6 款 その他</p> <p>第 63 条 ((短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係)</p> <p>第 1 款 課税対象の範囲等</p> <p>第 2 款 収益の額</p> <p>第 3 款 原価の額</p> <p>第 4 款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第 5 款 適用除外関係</p> <p>第 6 款 その他</p> <p>第 10 章 資産の譲渡の場合の課税の特例</p>	<p>第 7 章 認定農業生産法人等の課税の特例</p> <p>第 61 条の 2 ((農業経営基盤強化準備金) 関係)</p> <p>第 61 条の 3 ((農用地等を取得した場合の課税の特例) 関係)</p> <p>第 8 章 交際費等の課税の特例</p> <p>第 61 条の 4 ((交際費等の損金不算入) 関係)</p> <p>第 1 款 交際費等の範囲</p> <p>第 2 款 損金不算入額の計算</p> <p>第 9 章 土地の譲渡等がある場合の特別税率</p> <p>第 62 条の 3 ((土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係)</p> <p>第 1 款 課税対象の範囲等</p> <p>第 2 款 収益の額</p> <p>第 3 款 原価の額</p> <p>第 4 款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第 5 款 適用除外関係</p> <p>第 6 款 その他</p> <p>第 63 条 ((短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係)</p> <p>第 1 款 課税対象の範囲等</p> <p>第 2 款 収益の額</p> <p>第 3 款 原価の額</p> <p>第 4 款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第 5 款 適用除外関係</p> <p>第 6 款 その他</p> <p>第 10 章 資産の譲渡の場合の課税の特例</p>

第 64 条～第 66 条 ((共通事項) 関係)

第 64 条～第 65 条の 2 ((収用等の場合の課税の特例) 関係)

第 1 款 収用等の範囲

第 2 款 補償金の範囲等

第 3 款 圧縮記帳等の計算

第 4 款 収用証明書等

第 65 条の 2 ((収用換地等の場合の所得の特別控除) 関係)

第 65 条の 3 ((特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除) 関係)

第 65 条の 4 ((特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除) 関係)

第 65 条の 5 ((農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除) 関係)

第 65 条の 7～第 65 条の 9 ((特定の資産の買換えの場合等の課税の特例) 関係)

第 1 款 対象資産の範囲等

第 2 款 事業の用に供したことの意義等

第 3 款 圧縮限度額の計算等

第 4 款 特別勘定

第 5 款 その他

第 65 条の 11 及び第 65 条の 12 ((大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例) 関係)

第 65 条の 13 及び第 65 条の 14 ((認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例) 関係)

第 65 条の 15 ((承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の課税の特例) 関係)

第 64 条～第 66 条 ((共通事項) 関係)

第 64 条～第 65 条の 2 ((収用等の場合の課税の特例) 関係)

第 1 款 収用等の範囲

第 2 款 補償金の範囲等

第 3 款 圧縮記帳等の計算

第 4 款 収用証明書等

第 65 条の 2 ((収用換地等の場合の所得の特別控除) 関係)

第 65 条の 3 ((特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除) 関係)

第 65 条の 4 ((特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除) 関係)

第 65 条の 5 ((農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除) 関係)

第 65 条の 7～第 65 条の 9 ((特定の資産の買換えの場合等の課税の特例) 関係)

第 1 款 対象資産の範囲等

第 2 款 事業の用に供したことの意義等

第 3 款 圧縮限度額の計算等

第 4 款 特別勘定

第 5 款 その他

第 65 条の 11 及び第 65 条の 12 ((大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例) 関係)

第 65 条の 13 及び第 65 条の 14 ((認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例) 関係)

第 65 条の 15 ((承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の課税の特例) 関係)

改 正 後	改 正 前
第 66 条 ((特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例) 関係)	第 66 条 ((特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例) 関係)
第 11 章 国外関連者との取引に係る課税の特例等	第 11 章 国外関連者との取引に係る課税の特例等
第 66 条の 4 ((国外関連者との取引に係る課税の特例) 関係)	第 66 条の 4 ((国外関連者との取引に係る課税の特例) 関係)
第 1 款 特殊の関係	第 1 款 特殊の関係
第 2 款 比較対象取引	第 2 款 比較対象取引
第 3 款 独立企業間価格の算定	第 3 款 独立企業間価格の算定
第 4 款 利益分割法の適用	第 4 款 利益分割法の適用
第 5 款 取引単位営業利益法の適用	第 5 款 取引単位営業利益法の適用
第 6 款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格算定方法の適用	第 6 款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格算定方法の適用
第 7 款 申告調整等	第 7 款 申告調整等
第 8 款 国外移転所得金額の取扱い等	第 8 款 国外移転所得金額の取扱い等
第 12 章 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例	第 12 章 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例
第 66 条の 5 ((国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例) 関係)	第 66 条の 5 ((国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例) 関係)
第 13 章 内国法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例	第 13 章 内国法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例
第 66 条の 6 ~ 第 66 条の 9 ((内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例) 関係)	第 66 条の 6 ~ 第 66 条の 9 ((内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例) 関係)
第 66 条の 9 の 6 ~ 第 66 条の 9 の 9 ((特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例) 関係)	第 66 条の 9 の 6 ~ 第 66 条の 9 の 9 ((特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例) 関係)
第 14 章 その他の特例	第 14 章 その他の特例
第 66 条の 10 (( <u>鉱工業技術研究組合の所得計算の特例</u> ) 関係)	第 66 条の 10 (( <u>鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例</u> ) 関係)
第 66 条の 11 ((特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例) 関係)	第 66 条の 11 ((特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例) 関係)

<p>第 66 条の 13 ((欠損金の繰戻しによる還付の不適用)) 関係</p> <p>第 67 条 ((社会保険診療報酬の所得計算の特例)) 関係</p> <p><u>第 67 条の 3 ((農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例)) 関係</u></p> <p>第 67 条の 4 ((転廃業助成金等に係る課税の特例)) 関係</p> <p>第 67 条の 5 ((中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例)) 関係</p> <p>第 67 条の 6 ((特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例)) 関係</p> <p>第 67 条の 12 ((組合事業等による損失がある場合の課税の特例)) 関係</p> <p>第 68 条 ((特定の協同組合等の法人税率の特例)) 関係</p> <p>第 68 条の 2 の 3 ((適格合併等の範囲に関する特例)) 関係</p> <p>第 1 款 合併法人等</p> <p>第 2 款 特定軽減課税外国法人</p> <p>第 68 条の 5 ((適格退職年金契約に係る退職年金等積立金の額の計算の特例)) 関係</p>	<p>第 66 条の 13 ((欠損金の繰戻しによる還付の不適用)) 関係</p> <p>第 67 条 ((社会保険診療報酬の所得計算の特例)) 関係</p> <p>第 67 条の 4 ((転廃業助成金等に係る課税の特例)) 関係</p> <p>第 67 条の 5 ((中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例)) 関係</p> <p>第 67 条の 6 ((特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例)) 関係</p> <p>第 67 条の 12 ((組合事業等による損失がある場合の課税の特例)) 関係</p> <p>第 68 条 ((特定の協同組合等の法人税率の特例)) 関係</p> <p><u>第 68 条の 2 ((経営革新計画を実施する中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用)) 関係</u></p> <p>第 68 条の 2 の 3 ((適格合併等の範囲に関する特例)) 関係</p> <p>第 1 款 合併法人等</p> <p>第 2 款 特定軽減課税外国法人</p> <p>第 68 条の 5 ((適格退職年金契約に係る退職年金等積立金の額の計算の特例)) 関係</p>
---	--

二 第 42 条の 4 ((試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</p> <p>42 の 4(1) - 1 .....</p> <p>.....<u>同条第 12 項第 1 号</u>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>	<p>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</p> <p>42 の 4(1) - 1 .....</p> <p>.....<u>同項第 11 項第 1 号</u>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>.....</p> <p>(注) 1 .....</p> <p>2 .....</p> <p>(試験研究費の額の統一計算)</p> <p>42の4(1)-2 <u>措置法第42条の4第9項第1号</u>.....</p> <p>.....<u>同条第12項第9号</u>.....</p> <p>(試験研究費に含まれる人件費)</p> <p>42の4(1)-3 <u>措置法第42条の4第12項第1号</u>.....</p> <p>(従業員数基準の適用)</p> <p>42の4(2)-2 <u>措置法令第27条の4第10項</u>.....</p> <p>(常時使用する従業員の範囲)</p> <p>42の4(2)-3 <u>措置法令第27条の4第10項</u>.....</p> <p>(出資を有しない公益法人等の従業員の範囲)</p> <p>42の4(2)-4 .....</p> <p>.....<u>措置法令第27条の4第10項</u>.....</p> <p>(移転試験研究費の額等の区分に係る合理的な方法)</p> <p>42の4(3)-2 移転事業 (<u>措置法令第27条の4第14項</u>.....</p> <p><u>同条第22項</u>.....</p> <p>(注) .....</p>	<p>.....</p> <p>(注) 1 .....</p> <p>2 .....</p> <p>(試験研究費の額の統一計算)</p> <p>42の4(1)-2 <u>措置法第42条の4第9項</u>.....</p> <p>.....<u>同条第11項第9号</u>.....</p> <p>(試験研究費に含まれる人件費)</p> <p>42の4(1)-3 <u>措置法第42条の4第11項第1号</u>.....</p> <p>(従業員数基準の適用)</p> <p>42の4(2)-2 <u>措置法令第27条の4第16項</u>.....</p> <p>(常時使用する従業員の範囲)</p> <p>42の4(2)-3 <u>措置法令第27条の4第16項</u>.....</p> <p>(出資を有しない公益法人等の従業員の範囲)</p> <p>42の4(2)-4 .....</p> <p>.....<u>措置法令第27条の4第16項</u>.....</p> <p>(移転試験研究費の額等の区分に係る合理的な方法)</p> <p>42の4(3)-2 移転事業 (<u>措置法令第27条の4第20項</u>.....</p> <p><u>措置法令第27条の4第12項</u>.....</p> <p>(注) .....</p>



<p>( 移転試験研究費の額等の区分に係る合理的な方法に関する書類の提出 )</p> <p>42 の 4(3) - 3 .....</p> <p>.....<u>措置法令第 27 条の 4 第 14 項</u>.....</p> <p><u>同条第 22 項</u>.....</p> <p>( 申告に係るその控除を受けるべき金額 )</p> <p>42 の 4(3) - 4 <u>措置法第 42 条の 4 第 14 項及び第 15 項</u>.....</p>	<p>( 移転試験研究費の額等の区分に係る合理的な方法に関する書類の提出 )</p> <p>42 の 4(3) - 3 .....</p> <p>.....<u>措置法令第 27 条の 4 第 20 項</u>.....</p> <p><u>措置法令第 27 条の 4 第 12 項</u>.....</p> <p>( 申告に係るその控除を受けるべき金額 )</p> <p>42 の 4(3) - 4 <u>措置法第 42 条の 4 第 13 項及び第 14 項</u>.....</p>
--	--

三 第 42 条の 5 ~ 第 48 条((共通事項)) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>( 特別償却等の適用を受けたものの意義 )</p> <p>42 の 5 ~ 48(共) - 2 .....措置法第 42 条の 5 第 1 項、第 42 条の 6 第 1 項、第 42 条の 7 第 1 項、第 42 条の 10 第 1 項、第 42 条の 11 第 1 項、第 43 条から第 48 条までの規定 ( 同法第 68 条の 10 第 1 項、第 68 条の 11 第 1 項、第 68 条の 12 第 1 項、第 68 条の 14 第 1 項、第 68 条の 15 第 1 項、第 68 条の 16 から第 68 条の 21 まで、第 68 条の 23、第 68 条の 24、第 68 条の 26、第 68 条の 27 <u>及び第 68 条の 29 から第 68 条の 36 まで</u>.....</p>	<p>( 特別償却等の適用を受けたものの意義 )</p> <p>42 の 5 ~ 48(共) - 2 .....措置法第 42 条の 5 第 1 項、第 42 条の 6 第 1 項、第 42 条の 7 第 1 項、第 42 条の 10 第 1 項、第 42 条の 11 第 1 項、第 43 条から第 48 条までの規定 ( 同法第 68 条の 10 第 1 項、第 68 条の 11 第 1 項、第 68 条の 12 第 1 項、第 68 条の 14 第 1 項、第 68 条の 15 第 1 項、第 68 条の 16 から第 68 条の 21 まで、第 68 条の 23、第 68 条の 24、第 68 条の 26、第 68 条の 27、<u>第 68 条の 29 から第 68 条の 32 まで及び第 68 条の 34 から第 68 条の 36 まで</u>.....</p>

四 第 42 条の 6 ((中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)) 関係

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">( 廃 止 )</p>	<p>( <u>農林業用の機械及び装置</u> )</p> <p>42 の 6 - 1 の 2 <u>農業用又は林業用の減価償却資産が機械及び装置に該当するかど</u></p>

改 正 後	改 正 前									
	<p>うかは個々の減価償却資産の属性に基づき判定するのであるが、措置法第 42 条の 6 の規定の適用上、耐用年数省令別表第七(以下 42 の 6 - 1 の 2 において「別表第七」という。)に掲げる減価償却資産のうち次の表に掲げるものは機械及び装置に該当するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">別 表 第 七 の 種 類</th> <th style="text-align: center;">左のうち機械及び装置に該当するもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電 動 機 内燃機関、ボイラー及びポンプ トラクター</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">全部</td> </tr> <tr> <td>耕うん整地用機具 耕土造成改良用機具 栽培管理用機具 防除用機具 穀類収穫調整用機具 飼料作物収穫調整用機具 果樹、野菜又は花き収穫調整用機具 その他の農作物収穫調整用機具</td> </tr> <tr> <td>農産物処理加工用機具 (精米又は精麦機を除く。) 家畜飼養管理用機具 養蚕用機具 造林又は伐木用機具</td> <td style="text-align: center;">動力により作動するもの</td> </tr> <tr> <td>その他の機具</td> <td style="text-align: center;">精米機及び精麦機</td> </tr> </tbody> </table>	別 表 第 七 の 種 類	左のうち機械及び装置に該当するもの	電 動 機 内燃機関、ボイラー及びポンプ トラクター	全部	耕うん整地用機具 耕土造成改良用機具 栽培管理用機具 防除用機具 穀類収穫調整用機具 飼料作物収穫調整用機具 果樹、野菜又は花き収穫調整用機具 その他の農作物収穫調整用機具	農産物処理加工用機具 (精米又は精麦機を除く。) 家畜飼養管理用機具 養蚕用機具 造林又は伐木用機具	動力により作動するもの	その他の機具	精米機及び精麦機
別 表 第 七 の 種 類	左のうち機械及び装置に該当するもの									
電 動 機 内燃機関、ボイラー及びポンプ トラクター	全部									
耕うん整地用機具 耕土造成改良用機具 栽培管理用機具 防除用機具 穀類収穫調整用機具 飼料作物収穫調整用機具 果樹、野菜又は花き収穫調整用機具 その他の農作物収穫調整用機具										
農産物処理加工用機具 (精米又は精麦機を除く。) 家畜飼養管理用機具 養蚕用機具 造林又は伐木用機具	動力により作動するもの									
その他の機具	精米機及び精麦機									
<p>(事業の判定)</p> <p>42 の 6 - 5 .....</p> <p>(注) 措置法規則第 20 条の 2 の 2 第 7 項第 11 号.....</p> <p>.....「大分類 G 情報通信業」.....「中分類 75 宿泊業」、</p>	<p>(事業の判定)</p> <p>42 の 6 - 5 .....</p> <p>(注) 措置法規則第 20 条の 2 の 2 第 7 項第 10 号.....</p> <p>.....「大分類 H 情報通信業」.....「中分類 72 宿泊業」、</p>									

「大分類P医療、福祉」……………「中分類87協同組合（他に分類されないもの）」及び「大分類Rサービス業（他に分類されないもの）」……………  
……………

「大分類N医療、福祉」……………「中分類79協同組合（他に分類されないもの）」及び「大分類Qサービス業（他に分類されないもの）」……………  
……………

五 第42条の7（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p>第42条の7（<u>事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除</u>）関係</p> <p>（<u>他の者から支払を受ける金額の範囲</u>）</p> <p>42の7-11 <u>措置法第42条の7第5項の規定の適用上、同条第6項第1号に規定する教育訓練費（以下「教育訓練費」という。）の額から控除する「他の者（当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額」には、次に掲げる金額が含まれる。</u></p> <p>— <u>国等からその教育訓練費に充てるために交付を受けた補助金</u></p> <p>— <u>販売業者等である法人がその使用人の教育訓練費に充てるために当該法人の取扱商品の製造業者等から交付を受けた金銭の額</u></p> <p>（<u>教育訓練費の範囲</u>）</p> <p>42の7-12 <u>教育訓練費は、法人が自己の使用人に対して行う教育訓練等（措置法令第27条の7第9項第1号に規定する教育訓練等をいう。以下同じ。）の費用に限られるのであるが、一の教育訓練等に自己の工場又は店舗等内で当該法人の事業に従事する専属下請先等の従業員で自己の使用人と同等の事情にある者が含まれている場合であって、その者の数が極めて少数であるときは、その一の教育訓練等の費用の全額を当該法人の教育訓練費の額とすることができるものとする。</u></p>	<p>第42条の7（<u>事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除</u>）関係</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>注</u> 一の教育訓練等に自己の使用人とそれ以外の者が含まれている場合には、当該法人の教育訓練費の額は、本文の取扱いを適用する場合を除き、当該教育訓練等の費用の額を自己の使用人の受講者数とそれ以外の受講者数との比等の合理的な基準によってあん分する方法で計算した金額になることに留意する。</p> <p>(中小企業者等であるかどうかの判定の時期)</p> <p><u>42の7-13 法人が措置法第42条の7第5項の中小企業者等に該当するかどうかは、当該事業年度終了の時の現況によって判定するものとする。</u></p> <p>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</p> <p><u>42の7-14 措置法第42条の7第10項及び第11項</u>.....</p>	<p>(新設)</p> <p>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</p> <p><u>42の7-11 措置法第42条の7第8項及び第9項</u>.....</p>

六 第42条の11 ((情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(事業年度の中途において資本金等の増加があった場合の適用)</p> <p>42の11-1 .....  .....<u>70万円以上</u>.....  .....</p> <p>(注) .....</p> <p>(圧縮記帳をした情報基盤強化設備等の取得価額)</p> <p>42の11-5 .....  .....<u>70万円</u>.....</p>	<p>(事業年度の中途において資本金等の増加があった場合の適用)</p> <p>42の11-1 .....  .....<u>300万円以上</u>.....  .....</p> <p>(注) .....</p> <p>(圧縮記帳をした情報基盤強化設備等の取得価額)</p> <p>42の11-5 .....  .....<u>300万円</u>.....</p>